

# 令和5年度 第2回 朝霞市立図書館協議会 次第

日時 令和6年2月16日(金)  
午前10時から  
会場 朝霞市立図書館 視聴覚室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 題

### (1) 報告事項

- ア 令和5年度中間利用状況(4月～12月末)について
- イ 令和5年度中間事業報告(4月～12月末)について

### (2) 協議事項

- ア 令和6年度事業計画(案)について

### (3) その他

## 4 閉 会

### 〈配布資料〉

- ・朝霞市立図書館協議会委員名簿
- ・令和5年度第2回朝霞市立図書館協議会次第
- ・令和5年度中間利用状況(4月～12月末)(資料1)
- ・令和5年度中間事業報告(4月～12月末)(資料2)
- ・令和6年度事業計画(案)(資料3)
- ・サービス基本計画子ども読書活動推進計画について(参考1)
- ・計画策定根拠法令等(参考2)
- ・図書館サービス基本計画策定スケジュール(令和6年度以降)(参考3)
- ・文部科学省事務連絡(参考4)

## 朝霞市立図書館協議会委員名簿

令和6年1月25日現在

| 氏名                                    | 選出根拠                             | 職名又は所属       | 任期                         |
|---------------------------------------|----------------------------------|--------------|----------------------------|
| 1<br>三好 正浩<br><small>ミヨシ マサヒロ</small> | 1号委員<br>規則第3条第1号<br>(学校関係者)      | 朝霞第五小学校長     | 自 令和6年1月16日<br>至 令和8年1月15日 |
| 2<br>有永 克司<br><small>アリナガ カツジ</small> | 2号委員<br>規則第3条第2号<br>(社会教育団体)     | 図書館友の会       | 自 令和6年1月16日<br>至 令和8年1月15日 |
| 3<br>茂木 静枝<br><small>モギ シズエ</small>   | 4号委員<br>規則第3条第4号<br>(公民館運営審議会委員) | 公民館運営審議会委員   | 自 令和6年1月16日<br>至 令和8年1月15日 |
| 4<br>鈴木 恭子<br><small>スズキ キョウコ</small> | 5号委員<br>規則第3条第5号<br>(家庭教育の向上)    | 公募委員         | 自 令和6年1月16日<br>至 令和8年1月15日 |
| 5<br>久住 毅<br><small>クスマ タカシ</small>   | 6号委員                             | 朝霞高等学校長      | 自 令和6年1月16日<br>至 令和8年1月15日 |
| 6<br>石川 敬史<br><small>イシカワ ケイシ</small> | 6号委員<br>規則第3条第6号<br>(学識経験者)      | 十文字学園女子大学准教授 | 自 令和6年1月16日<br>至 令和8年1月15日 |
| 7<br>駒牧 容子<br><small>コママキ ヨウコ</small> | 6号委員                             | 市議会議員        | 自 令和6年1月25日<br>至 令和8年1月15日 |

○令和5年度 図書館利用状況（4月～12月末）

資料1

|       | 貸出人数    | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|-------|---------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 図書館   | 図書館（本館） | 86,022            | 88,020            | △ 1,998       | 97.7             |
|       | WEB     | 35,083            | 34,803            | 280           | 100.8            |
|       | 計       | 121,105           | 122,823           | △ 1,718       | 98.6             |
|       | 北朝霞分館   | 46,282            | 48,312            | △ 2,030       | 95.8             |
|       | 計       | 167,387           | 171,135           | △ 3,748       | 97.8             |
| 地区公民館 | 東朝霞公民館  | 5,838             | 6,891             | △ 1,053       | 84.7             |
|       | 西朝霞公民館  | 3,065             | 3,124             | △ 59          | 98.1             |
|       | 南朝霞公民館  | 2,559             | 2,757             | △ 198         | 92.8             |
|       | 北朝霞公民館  | 9,269             | 9,360             | △ 91          | 99.0             |
|       | 内間木公民館  | 1,221             | 1,009             | 212           | 121.0            |
|       | 計       | 21,952            | 23,141            | △ 1,189       | 94.9             |
| 合計    | 189,339 | 194,276           | △ 4,937           | 97.5          |                  |

|       | 貸出点数    | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|-------|---------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 図書館   | 図書館（本館） | 327,785           | 338,638           | △ 10,853      | 96.8             |
|       | WEB     | 35,313            | 34,803            | 510           | 101.5            |
|       | 計       | 363,098           | 373,441           | △ 10,343      | 97.2             |
|       | 北朝霞分館   | 162,362           | 172,836           | △ 10,474      | 93.9             |
|       | 計       | 525,460           | 546,277           | △ 20,817      | 96.2             |
| 地区公民館 | 東朝霞公民館  | 19,517            | 23,451            | △ 3,934       | 83.2             |
|       | 西朝霞公民館  | 10,643            | 10,944            | △ 301         | 97.2             |
|       | 南朝霞公民館  | 7,394             | 8,347             | △ 953         | 88.6             |
|       | 北朝霞公民館  | 25,478            | 26,351            | △ 873         | 96.7             |
|       | 内間木公民館  | 3,731             | 3,105             | 626           | 120.2            |
|       | 計       | 66,763            | 72,198            | △ 5,435       | 92.5             |
| 合計    | 592,223 | 618,475           | △ 26,252          | 95.8          |                  |

|       | 登録者数    | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|-------|---------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 図書館   | 図書館（本館） | 1,938             | 2,076             | △ 138         | 93.4             |
|       | WEB     | 0                 | 0                 | 0             | 0.0              |
|       | 計       | 1,938             | 2,076             | △ 138         | 93.4             |
|       | 北朝霞分館   | 605               | 600               | 5             | 100.8            |
|       | 計       | 2,543             | 2,676             | △ 133         | 95.0             |
| 地区公民館 | 東朝霞公民館  | 48                | 58                | △ 10          | 82.8             |
|       | 西朝霞公民館  | 30                | 44                | △ 14          | 68.2             |
|       | 南朝霞公民館  | 14                | 13                | 1             | 107.7            |
|       | 北朝霞公民館  | 58                | 66                | △ 8           | 87.9             |
|       | 内間木公民館  | 9                 | 8                 | 1             | 112.5            |
|       | 計       | 159               | 189               | △ 30          | 84.1             |
| 合計    | 2,702   | 2,865             | △ 163             | 94.3          |                  |

|       | 予約点数    | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|-------|---------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 図書館   | 図書館（本館） | 9,090             | 10,141            | △ 1,051       | 89.6             |
|       | WEB     | 109,595           | 112,035           | △ 2,440       | 97.8             |
|       | 計       | 118,685           | 122,176           | △ 3,491       | 97.1             |
|       | 北朝霞分館   | 6,754             | 7,673             | △ 919         | 88.0             |
|       | 計       | 125,439           | 129,849           | △ 4,410       | 96.6             |
| 地区公民館 | 東朝霞公民館  | 398               | 465               | △ 67          | 85.6             |
|       | 西朝霞公民館  | 211               | 216               | △ 5           | 97.7             |
|       | 南朝霞公民館  | 160               | 165               | △ 5           | 97.0             |
|       | 北朝霞公民館  | 964               | 900               | 64            | 107.1            |
|       | 内間木公民館  | 120               | 54                | 66            | 222.2            |
|       | 計       | 1,853             | 1,800             | 53            | 102.9            |
| 合計    | 127,292 | 131,649           | △ 4,357           | 96.7          |                  |

|       | 開館日     | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|-------|---------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 図書館   | 図書館（本館） | 244               | 244               | 0             | 100.0            |
|       | 北朝霞分館   | 245               | 245               | 0             | 100.0            |
|       | 計       | 489               | 489               | 0             | 100.0            |
| 地区公民館 | 東朝霞公民館  | 189               | 214               | △ 25          | 88.3             |
|       | 西朝霞公民館  | 215               | 218               | △ 3           | 98.6             |
|       | 南朝霞公民館  | 213               | 215               | △ 2           | 99.1             |
|       | 北朝霞公民館  | 214               | 216               | △ 2           | 99.1             |
|       | 内間木公民館  | 210               | 168               | 42            | 125.0            |
|       | 計       | 1,041             | 1,031             | 10            | 101.0            |
| 合計    |         | 1,530             | 1,520             | 10            | 100.7            |

※R4年度：内間木公民館図書室は、施設の空調工事に伴い令和4年10月27日(木)～令和5年2月12日(日)休室

※R5年度：東朝霞公民館図書室は、施設の空調工事に伴い令和5年12月1日(金)～令和6年5月6日(月)休室

| 来館者数    | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|---------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 図書館（本館） | 198,647           | 193,013           | 5,634         | 102.9            |

\*電子図書館サービスは、令和4年3月1日より開始

| あさか電子図書館 | 令和5年度<br>(4月～12月) | 令和4年度<br>(4月～12月) | 増減<br>(R5-R4) | 前年比：％<br>(R5/R4) |
|----------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 貸出回数     | 5,041             | 5,904             | △ 863         | 85.4             |
| 閲覧回数     | 14,806            | 14,120            | 686           | 104.9            |

○令和5年度 図書館事業報告（4月～12月末）

資料2

| 事業・講座名                                     | 趣旨・内容   | 日程・概要  | 対象                                   | 参加数等                                  |
|--|---|--|--------------------------------------|---------------------------------------|
| おとなの朗読会                                    | 大人向けの朗読会を開催することにより、図書館に対する親近感をもってもらい、利用促進を図る。   | 【日時】令和6年3月2日(土)<br>午後2時～ ※予定   | 市民                                   | 30人(予定)                               |
| 青少年対象講座                                    | 青少年向けの講座を通して、図書館利用のきっかけと、本に親しむ機会を提供する。R5年度は、イラストの技術向上と、描く仕事の種類や就職までの進路などを学ぶ講座とした。   | 「キャラクターを描こう！簡単に覚えられる人体のバランス講座」<br>【日時】12月3日(日)<br>午後2時～4時<br>【講師】根本 聡美氏（代々木アニメーション学院講師）  | 青少年                                  | 37人                                   |
| 児童文化講座                                     | 子どもを取り巻く大人を対象に、子どもの成長に読書が果たす役割や、本と出会うことの大切さなどを伝え、子どもの読書活動の推進を図る。R5年度は、よみきかせや手あそびの講義・実技等を通じて、子ども読書推進活動への理解や実践の一助とする講座とした。      | 「よみきかせ、手あそび 体験してみませんか」～子どもたちと読書を楽しむために～<br>【日時】11月25日(土)<br>午前9時45分～正午<br>・1部：午前9時45分～11時20分(講義)<br>・2部：午前11時30分～正午(おはなし会の実演)<br>【講師】もぎ あきこ氏<br>(アクト、おはなし作家、保育士) | 市民<br>※2部のおはなし会は、親子(乳幼児)と1部の参加者による実演 | 1部：28人<br>2部：実習17人<br>おはなし会8組<br>計33人 |
| 図書館<br>プレママ・パパ 絵本講座～おなかの赤ちゃんに絵本を楽しんでみましょう～ | 赤ちゃんがお腹にいる時から話しかけ、読み聞かせを行うことで、親子のきずなを深めていくこと、また、読み聞かせの楽しさや大切さを実演を交えながら伝えていく。  | 【日時】<br>①7月29日(土)<br>午前10時30分～11時30分<br>②令和6年2月18日(日)<br>午前11時～正午 ※予定  | 妊婦(第1子)とその家族                         | ① 2人(1組)<br>② 一人(1組)                  |
| ブック・スタート                                   | 乳幼児健診の際に保護者に親子で絵本を楽しんでいただけるようにメッセージを伝えながら、ブックスタート・バックを配布し、親子のふれあいを大切にしよう。   | 毎月2回(水曜日)実施  | 4ヶ月乳児と保護者                            | 24回実施(予定)<br>838組                     |
| 赤ちゃんとおはなしタイム                               | ブックスタート事業のフォローアップを目的にした事業で、赤ちゃんや保護者が読み聞かせや、わらべうたなどを体験し、乳幼児期から絵本とふれあう大切さや楽しさを知ってもらう。また、赤ちゃん連れでも気軽に図書館を利用できることをPRし、図書館の利用を促進する。 | 毎月1回(午前・午後)実施  | 乳児と保護者                               | 22回実施(予定)<br>56組<br>延べ116人            |

| 事業・講座名                           | 趣 旨 ・ 内 容  | 日 程 ・ 概 要   | 対 象                   | 参加数等  |
|----------------------------------|--|---|-----------------------|---|
| うさみみ<br>タイム                      | (読み聞かせなど)<br>幼児や児童が興味を持つ絵<br>本・紙芝居の読み聞かせな<br>どを通して、本の楽しさや<br>図書館を身近なものに感じ<br>てもらう。                                   | 毎週木曜日<br>午後3時～  | 幼児<br>児童              | 46回実施<br>(予定)<br>延べ<br>289人                                       |
| うさみみ<br>タイム                      | (子供向け映画会)<br>児童書を原作とする映画を<br>上映し、良書を読むきっか<br>けとする。   | 月1回 木曜日<br>午後3時15分～<br><br>※新型コロナ以降、うさみみタイム<br>の参加の低年齢化が進み、乳幼児が<br>多くなったことから上映再開を見  | 幼児<br>児童              | -   |
| 子ども読書の<br>日おたのしみ<br>おはなし会        | 子どもの読書活動推進のため<br>の「子ども読書の日」<br>「こどもの読書週間」の周<br>知と読書のきっかけ作り、<br>図書館の利用促進を目的と<br>して、「子ども読書の日」<br>(4月23日)近くに、事業を<br>実施。 | 【日時】4月22日(土)<br>①午前10時～11時<br>②午後2時～2時30分   | ①幼児(未<br>就学児)<br>②小学生 | ① 16人<br>(子ども8人<br>/大人8人)<br>② 6人<br>(子ども3<br>人、<br>大人3人)<br>計22人 |
| 夏休み<br>おはなし会                     | 子ども向けおはなし会を開<br>催することで、読書のきっ<br>かけづくりと図書館の利用<br>促進を図る。   | 【日時】7月27日(木)<br>①午前10時30分～11時<br>②午後4時～4時30分  | ①幼児(未<br>就学児)<br>②小学生 | ① 17人<br>② 10人  |
| クリスマス<br>おはなし会                   | クリスマスに関連する本を<br>紹介することで、本への興<br>味を広げるとともに、図書<br>館の利用と読書への関心を<br>深める。   | 【日時】12月17日(日)<br>午前11時～11時30分   | 小学生以下<br>(親子参加<br>可能) | 69人<br>(子ども35人<br>/大人34人)   |
| 映画会                              | 名作や話題になった映画等を上映することで、図書館来館への契機づくりとして、図書館のPRと利用促進を図る。   |   |                       |   |
| 〈一般〉<br>シネマ・ライ<br>ブラリー           | 映画の名作を楽しんでいた<br>だく。  | ※日曜日の午後2時から上映<br>①4月16日(日)<br>「犬神家の一族」<br>②6月18日(日)<br>「ミッション・インポッシ<br>ブル」<br>③10月15日(日)<br>「インディ・ジョーンズ～魔宮<br>の伝説～」<br>④12月24日(日)<br>「戦場のメリークリスマス」<br>⑤2月4日(日) ※予定<br>「ゴジラ」 | 市民                    | ① 13人<br>② 19人<br>③ 30人<br>④ 85人<br>⑤ 一人<br><br>延べ 147人           |
| 〈子ども〉<br>子ども読書の<br>日おたのしみ<br>映画会 | こどもの読書週間(4/23～<br>5/12)の間に児童文学を原作<br>とした映画を上映する。   |   | 幼児<br>小学生             | ① 8人<br>(子ども4人<br>/大人4人)<br>② 7人<br>(子ども3人<br>/大人4人)<br>計15人      |

| 事業・講座名                | 趣 旨 ・ 内 容              | 日 程 ・ 概 要   | 対 象   | 参加数等   |
|-----------------------|------------------------|---|---|--|
| 図<br>書<br>館<br>本<br>館 | 〈子ども〉<br>夏休み<br>子ども映画会 | 夏休みに児童文学を原作とした映画を上映する。  | 「母をたずねて三千里」<br>【日時】8月24日(木)<br>①午前10時～<br>②午後2時～  | 小学生以上<br>① 11人<br>(子ども9人<br>/大人2人)<br>② 7人<br>(子ども4人<br>/大人3人)<br>計18人 |
|                       | 図書館まつり                 | まつり実行委員会が催しものや講演会を企画・構成し、図書館と利用者の協働で事業を実施することで、図書館への理解を深め、参加者相互の親睦を図り、図書館の利用をさらに促進する。 | 【日時】6月24日(土)、<br>25日(日)<br>午前10時～午後5時   | 市民<br>来場者数<br>延べ<br>1,181人   |
|                       | らいがらり<br>コンサート         | コンサート実行委員会が中心になり、自らの企画でコンサートを開く。<br>参加者相互の親睦を図り、図書館の利用をさらに促進する。                       | 【日時】5月28日(日)<br>正午～午後3時30分  | 市民<br>来場者数<br>延べ<br>50人  |
|                       | 本の福袋                   | タイトルも内容も分からない状況で本を借りることで、本への興味や読書の幅を広げ、図書館利用の促進を図る。                                   | 【日程】<br>12月26日(火)～<br>令和6年1月15日(月)  | 市民<br>貸出冊数<br>一袋<br>計一冊  |
|                       | 書庫見学<br>ツアー            | 図書館業務の解説と、普段は入ることのできない書庫を見学することで、図書館を身近に感じ、読書への関心を高め、利用促進を図る。                         | 【日時】8月8日(火)<br>①午前10時～11時(小学生)<br>②午後2時～3時30分<br>(中・高校生)<br>令和6年1月26日(金)※予定<br>③午後2時～3時(成人) | ①小学4年生～6年生<br>②中学・高校生<br>③成人<br>① 12人<br>② 2人<br>③ 予定<br>延べ 一人         |
|                       | 図書館利用者<br>懇談会          | 利用者からの意見・要望等を聞き、今後の図書館運営の参考とする。   | 【日時】<br>令和6年2月17日(土)<br>午前10時～11時30分  | 図書館<br>利用者<br>-  |



| 事業・講座名                | 趣 旨 ・ 内 容    | 日 程 ・ 概 要   | 対 象  | 参加数等  |
|-----------------------|--------------|---|--|---|
| 北<br>朝<br>霞<br>分<br>館 | えんじょい<br>きっず | 図書館事務を体験することにより、本に興味を持ってもらい、図書館の利用を促進する。                          | 【日時】 8月3日(木)<br>8月10日(木)<br>8月17日(木)<br>8月23日(水)<br>午前9時30分～11時30分                 | 小学生3年生～6年生<br>延べ 22人                                    |
|                       | 名画<br>THE分館  | 名作と言われる作品を大画面で上映し、映画の醍醐味と楽しさを知ってもらい、作品にまつわる資料への関心を高め、図書館の利用を促進する。 | 「スティング」<br>【日時】 8月20日(日)<br>午後1時30分～3時50分  | 市民<br>37人   |
|                       | キッズ<br>シネマ   | 児童映画を通じて、作品のストーリーや登場人物に興味を持つことによって本を読むきっかけにしてもらうとともに、図書館の利用を促進する。 | 「すいかのたね 他2本」<br>「日本昔ばなし金太郎 他2話」<br>「100万回生きたねこ」<br>【日時】 10月9日(月・祝)<br>午前10時～11時30分 | 幼児<br>児童<br>保護者<br>61人<br>(子ども34人<br>/大人27人)            |
|                       | 絵本の<br>よみきかせ | 幼児や児童が興味を持つ絵本・紙芝居の読み聞かせなどを通して、本の楽しさや図書館を身近なものに感じてもらおう。            | 毎月第3火曜日<br>4月～10月 (午後3時30分～)<br>11月～3月 (午後3時～)                                     | 幼児<br>児童<br>保護者<br>9回実施<br>延べ104人<br>(子ども55人<br>/大人49人) |

## ○令和6年度事業計画（案）

| 事業・講座名                                | 趣 旨 ・ 内 容   | 日 程                                       | 対 象           | 定員数等                   |
|---------------------------------------|---|---|---------------|------------------------|
| おとなの朗読会                               | 大人向けの朗読会を開催することにより、図書館に対する親近感をもってもらい、利用促進を図る。   | 【日程】<br>年1回開催(予定)                         | 市民            | 30人                    |
| 青少年対象講座                               | 青少年向けの講座を通して、図書館利用のきっかけと、本に親しむ機会を提供する。  | 【日程】<br>年1回開催(予定)                         | 青少年           | 30人                    |
| 児童文化講座                                | 子どもを取り巻く大人を対象に、子どもの成長に読書が果たす役割や、本と出会うことの大切さなどを伝え、子どもの読書活動の推進を図る。  | 【日程】<br>年1回開催(予定)                         | 市民(子供を取り巻く大人) | 30人                    |
| プレママ・パパ絵本講座<br>～おなかの赤ちゃん絵本を楽しんでみましょう～ | 赤ちゃんがお腹にいる時から話しかけ、読み聞かせを行うことで、親子のきずなを深めていくこと、また、読み聞かせの楽しさや大切さを実演を交えながら伝えていく。  | 【日程】<br>年2回開催(予定)                         | 妊婦とその家族       | 8人                     |
| ブック・スタート                              | 乳幼児健診の際に保護者に親子で絵本を楽しんでいただけるようにメッセージを伝えながら、ブックスタート・バックを配布し、親子のふれあいを大切にしよう。   | 【日程】<br>毎月2回(水曜日)<br>実施(予定)               | 4ヶ月乳児と保護者     | 24回                    |
| 赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム                    | ブックスタート事業のフォローアップを目的にした事業で、赤ちゃんや保護者が読み聞かせやわらべうたなどを体験し、乳幼児期から絵本とふれあう大切さや楽しさを知ってもらおう。また、赤ちゃん連れでも気軽に図書館を利用できることをPRし、図書館の利用を促進する。 | 【日程】<br>年12回<br>実施(予定)                    | 乳児と保護者        | 1回あたり<br>10組           |
| うさみみタイム                               | (読み聞かせなど)<br>幼児や児童が興味を持つ絵本・紙芝居の読み聞かせなどを通して、本の楽しさや図書館を身近なものに感じてもらう。<br><br>(子ども向け映画会)<br>児童書を原作とする映画を上映し、良書を読むきっかけとする。         | 【日程】<br>毎週木曜日<br>午後3時～<br>映画会を月1回程度実施(予定) | 幼児児童          | 1回あたり<br>9組<br>(18人程度) |

| 事業・講座名                | 趣 旨 ・ 内 容   | 日 程  | 対 象               | 定員数等        |     |
|-----------------------|---|--|-------------------|-------------|-----|
| <子ども読書の日>             | こどもの読書週間（4月23日～5月12日）に読書の楽しさ、本との出会いのきっかけを作る。  |  |                   |             |     |
| おたのしみ<br>おはなし会        | おはなし会を開催し、読書のきっかけ作りとして、また、本の楽しさを伝え、図書館を身近に感じてもらう。   | 【日程】<br>（こどもの読書週間）<br>4月23日～5月12日<br>の間で開催           | 幼児<br>小学生         | 30人         |     |
| おたのしみ<br>映画会          | 児童文学を原作とした映画を上映し、読書のきっかけ作りや図書館利用を図る。  | 【日程】<br>（こどもの読書週間）<br>4月23日～5月12日<br>の間で開催           | 幼児<br>小学生         | 30人         |     |
| 夏休み<br>おはなし会          | 夏休みに子ども向けおはなし会を開催することで、読書のきっかけ作りと図書館の利用促進を図る。   | 【日程】<br>夏休み期間中<br>（予定）                               | 幼児<br>小学生         | 30人         |     |
| 夏休み<br>こども映画会         | 夏休みに児童文学を原作とした映画を上映し、図書館の利用促進と良書を読むきっかけ作りとする。   | 【日程】<br>8月（夏休み期間中）<br>（予定）                           | 小学生以上             | 30人         |     |
| 図<br>書<br>館<br>本<br>館 | クリスマス<br>おはなし会  | クリスマスに関連する本を紹介することで、本への興味を広げるとともに、図書館の利用と読書への関心を深める。 | 【日程】<br>12月実施（予定） | 小学3年生<br>以下 | 30人 |
| シネマ・ライ<br>ブラリー        | 名作や話題になった映画等を上映することで、図書館来館への契機作りとして、図書館のPRと利用促進を図る。                                       | 【日程】<br>年6回開催<br>（偶数月の上曜又<br>は日曜日）（予定）               | 市民                | 30人         |     |
| 図書館まつり                | まつり実行委員会が催しものや講演会を企画・構成し、図書館と利用者の協働で事業を実施することで、図書館への理解を深め、参加者相互の親睦を図り、図書館の利用をさらに促進する。     | 【日程】<br>6月29日（土）<br>30日（日）                           | 市民                | —           |     |
| らいぶらり<br>コンサート        | コンサート実行委員会が中心になり、自らの企画でコンサートを開く。<br>参加者相互の親睦を図り、図書館の利用をさらに促進する。                           | 【日程】<br>5月26日（日）                                     | 市民                | —           |     |
| 本の福袋                  | タイトルも内容も分からない状況で本を借りることで、本への興味を広げ、図書館利用の一助となるよう、また、図書館利用者や読書習慣のある方には読書内容の幅を広げてもらえるよう実施する。 | 【日程】<br>12月末～1月上旬<br>（予定）                            | 市民                | —           |     |

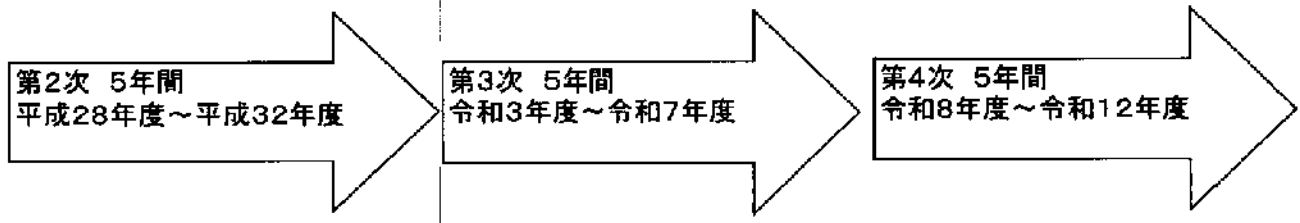
| 事業・講座名                | 趣 旨 ・ 内 容     | 日 程  | 対 象                                      | 定員数等                                  |                |
|-----------------------|---------------|--|--|---------------------------------------|----------------|
| 図<br>書<br>館<br>本<br>館 | 書庫見学<br>ツアー   | 図書館業務の解説と普段は入ることのできない書庫を見学することで、図書館を身近に感じ、読書への関心を高め、利用促進を図る。 | 【日程】<br>各回年1回開催(予定)<br>①②夏休み期間中<br>③日程未定 | ①小学4年生<br>～6年生<br>②中学生・<br>高校生<br>③成人 | ①15人<br>②③各10人 |
|                       | 図書館利用者<br>懇談会 | 利用者からの意見・要望等を聞き、今後の図書館運営の参考とする。                              | 【日程】<br>年1回開催(予定)                        | 図書館利用<br>者                            | —              |

| 事業・講座名                | 趣 旨 ・ 内 容    | 日 程  | 対 象  | 定員数等            |                 |
|-----------------------|--------------|--|--|-----------------|-----------------|
| 図<br>書<br>館<br>分<br>館 | えんじょい<br>きっず | 図書館業務を体験することによ<br>り、本に興味を持ってもらい、<br>図書館の利用を促進する。                                   | 8月1日(木)<br>8日(木)<br>15日(木)<br>21日(水)<br>実施予定         | 小学生3年生<br>~6年生  | 16人             |
|                       | 名画THE分館      | 名作と言われる作品を、大画面<br>で上映し、映画の醍醐味と楽し<br>さを知ってもらい、作品にまつ<br>わる資料への関心を高め、図書<br>館の利用を促進する。 | 8月18日(日)<br>実施予定                                     | 市民              | 168人<br>(ホール定員) |
|                       | キッズ シネマ      | 児童映画を通じて、作品のスト<br>ーリーや登場人物に興味を持<br>つことによって本を読むきっか<br>けにしてもらうとともに、図書<br>館の利用を促進する。  | 10月14日(月・祝)<br>実施予定                                  | 幼児<br>児童<br>保護者 | 168人<br>(ホール定員) |
|                       | 絵本の<br>よみきかせ | 幼児や児童が興味を持つ絵本・<br>紙芝居の読み聞かせなどを通し<br>て、本の楽しさや図書館を身近<br>なものに感じてもらう。                  | 毎月第3火曜日<br>4月~10月<br>(午後3時30分~)<br>11月~3月<br>(午後3時~) | 幼児<br>児童<br>保護者 | 30人             |

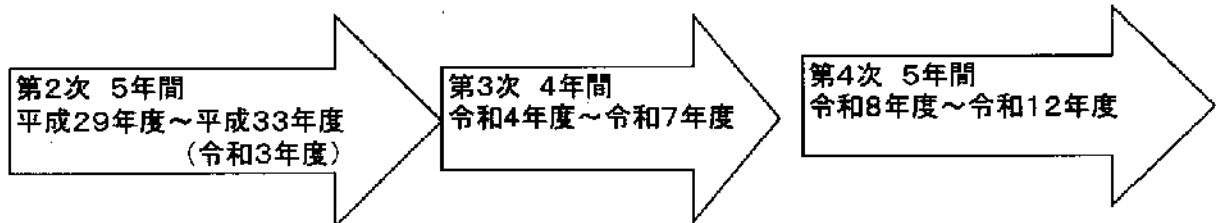
## 図書館サービス基本計画と子ども読書活動推進計画について

### 図書館サービス基本計画

### A案

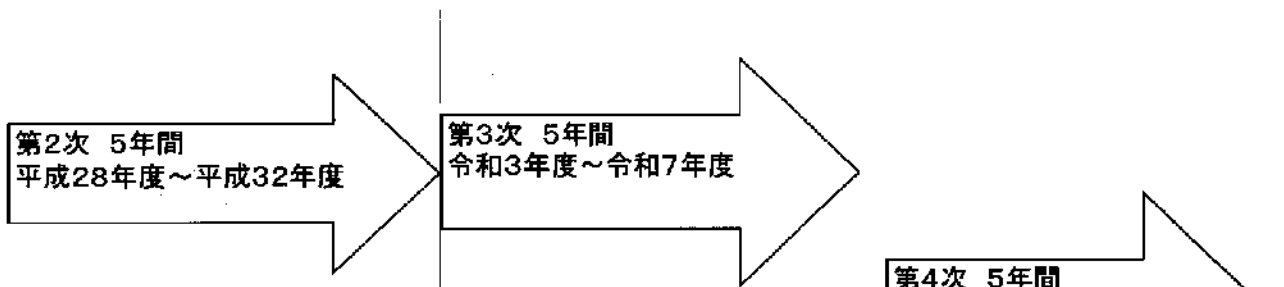


### 子ども読書活動推進計画

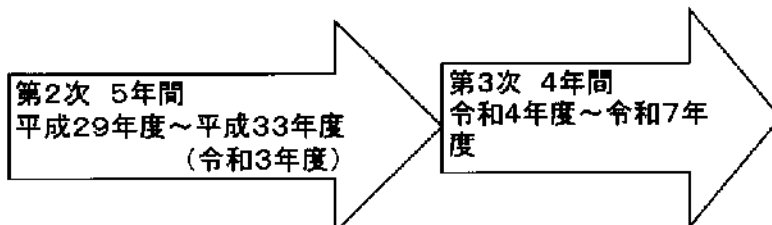


### 図書館サービス基本計画

### B案



### 子ども読書活動推進計画



第3次朝霞市立図書館サービス基本計画の計画期間との整合性を図るため、  
第3次朝霞市子ども読書活動推進計画の計画期間を4年間としました。  
第4次朝霞市立図書館サービス基本計画と第4次朝霞市子ども読書活動推進計画  
の位置づけについて、協議します。

## 参考2

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

発令 ；平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号

最終改正：令和元年6月7日号外文部科学省告示第9号

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

##### ( ) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

子どもの読書活動の推進に関する法律

発令 ；平成13年12月12日号外法律第154号

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(仮称)第4次朝霞市立図書館サービス基本計画策定予定案

|                  |               | 内 容   |
|------------------|---------------|---|
| 令和6年度<br>(2024年) |               | 計画策定基礎資料の準備・作成<br>①市政モニターアンケートの実施・集計<br>②利用者アンケートの実施・集計                             |
| 令和7年度<br>(2025年) | 5月            | 第1回図書館協議会<br>策定スケジュール案について<br>利用者アンケート結果、市政モニターアンケート結果報告について<br>キーパーソンミーティングの実施について |
|                  | 6月            | アンケート集計結果に伴う現状把握、課題抽出<br>図書館をめぐる環境確認(読書習慣、出版状況、社会状況等)                               |
|                  | 7月中旬<br>～下旬   | 第2回図書館協議会<br>アンケート結果等を踏まえた現状、課題等の分析・検討  |
|                  | 7月<br>～9月     | キーパーソンミーティングの実施   |
|                  | 8月            | 図書館サービス基本計画素案の準備  |
|                  | 9月            | 第3回図書館協議会<br>図書館サービス基本計画素案の検討 1回目   |
|                  | 10月           | 第4回図書館協議会<br>図書館サービス基本計画素案の検討 2回目   |
|                  | 11月～12月       | パブリックコメント(市民・職員)の実施   |
|                  | 令和8年<br>1月～2月 | 第5回図書館協議会<br>(仮称)第4次図書館サービス基本計画(案)承認  |
|                  | 2月～3月         | 教育委員会定例会に議案提出   |
|                  | 3月下旬          | 計画書 配布  |



事務連絡  
令和4年12月28日

各都道府県子供の読書活動推進担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について（周知）

子供の読書活動については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「法」という。）を踏まえ、推進するものとされています。

政府においては、法第8条第1項に基づき、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月閣議決定。以下「国計画」という。）を策定しており、都道府県及び市町村においては、法第9条第1項及び第2項に基づき、国計画等を踏まえ、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画（以下あわせて「推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないとされており、令和3年度末時点の推進計画策定率は都道府県100%、市93.9%、町村74.4%となっています。

推進計画の未策定自治体からは、「上位計画で位置付けている」「人材が不足している」等の理由により策定が進まないのご意見をいただいているところです。また、内閣府地方分権改革推進室が実施した令和4年の提案募集方式においても、別添1のとおり、「地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすることを求める」との提案をいただいたところであり、本提案への対応方針については、別添2のとおり決定されております。

これらを踏まえ、推進計画の策定については、下記のとおり取り扱いとなりますので、各都道府県担当課におかれては域内の市（指定都市を含む）区町村に対して本件について周知されるようお願いいたします。

なお、別添3のとおり、「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」（令和4年4月5日付・総務省自治行政局市町村課事務連絡）において、推進計画の策定は、運用上、複数の市町村による共同策定が可能な計画となっております。

#### 記

地方公共団体が教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に定める教育振興基本計画等の計画を定めており、その中の子供の読書活動の推進に関する部分が推進計画に該当すると地方公共団体の長が判断した場合には、当該部分をもって

推進計画に代えることができること。また、代えることとした場合には、推進計画の見直し等は、代えることとした教育振興基本計画等の見直しの中で適切に行うこと。

<参考資料>

【別添1】令和4年の地方からの提案（抜粋）

【別添2】令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

（令和4年12月20日閣議決定。抜粋）

【別添3】複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について

（令和4年4月5日総務省自治行政局市町村課事務連絡）

※資料は資料2のみ添付。No. 102 参照。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

図書館・学校図書館振興室 図書館振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

TEL : 03-6734-2093 FAX : 03-6734-3718

E-mail : tosyo@mcxt.go.jp

# 令和4年の地方からの提案(抜粋)

## 参考資料2

地方からの提案(計画策定等)

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(84件)

| 案番号 | 案件名             | 提案区分 |  | 提案事項<br>(要項名)  | 求める結果の具体的な態   | 関係法令等          | 制度の所管・関係府省            | 送附先自治体等 |
|-----|-----------------|------|--|--|---|----------------|-----------------------|---------|
|     |                 | 区分   | 分類   |  |   |                |                       |         |
| 240 | 長野県、東京都<br>関係48 | B    | 地方に2次<br>的産業等・文<br>化振興施設<br>に関する規制<br>緩和(注)<br>取 | 子ども教育活動促進<br>法第10条第1項<br>第2号の上段に<br>掲げられている<br>事項を可及的に<br>緩和すること | 子どもの教育活動の促進に関する法律第9条<br>「児童の発達を促進するための教育活動の計画」や<br>「児童の発達を促進するための教育活動の計画」の<br>施行を可及的にすること | 児童教育等<br>文部科学省 | 東京都庁、東京都、東京都<br>文部科学省 |         |

## 第49回地方分権改革有識者会議・第134回提案募集検討専門部会 合同会議 議事次第・配布資料

参考資料2 令和4年の地方からの提案(全体)

【分割掲載I(1/3)(PDF形式:960KB) / (2/3)(PDF形式:836KB) / (3/3)(PDF形式:918KB)

<https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/kaigi/kaigikaisai/kaigi49gijishidai.html>

**令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）**

令和4年12月20日閣議決定

**5 義務付け・枠付けの見直し等**

**【文部科学省】**

**(12) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平 13 法 154）**

都道府県子ども読書活動推進計画（9条1項）及び市町村子ども読書活動推進計画（9条2項）の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。

事 務 連 絡  
令 和 4 年 4 月 5 日

各都道府県市区町村担当課 御中  
各指定都市広域行政担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

### 複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について

近年、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が個別行政分野の法令に基づいて計画（方針、指針、構想等計画に準じたものを含む。以下同じ。）を策定（改定を含む。以下同じ。）する事務が増加していますが、広域連携の取組内容の深化や、法定計画の策定に伴う負担の軽減といった観点からは、地方公共団体による計画策定の義務付けを必要最小限とすることを前提に、市町村が策定する法定計画については、できる限り共同策定を可能とすることが適当であると考えます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）においても、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。」とされたところです。

こうした中で、「市町村が策定する法定計画の共同策定について（依頼）」（令和3年7月28日付け府分推第48号・総行市第79号内閣府地方分権改革推進室長・総務省自治行政局長通知）において、各府省に対し、市町村が策定する法定計画については、特段の支障が無い限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにしていただくことをお願いいたしました。

その上で、関係府省の協力の下、市町村が策定主体<sup>\*1</sup>とされている法定計画のうち、複数の市町村による共同策定が可能な法定計画<sup>\*2</sup>について、【資料1：複数の市町村による共同策定が可能であることが法令上明確にされている計画】及び【資料2：運用上、複数の市町村による共同策定が可能な計画】のとおり整理しました。

また、市町村が策定主体とされている法定計画の中には、市町村の行政区域にとらわれず一定の圏域で策定することが効果的であると考えられるものや単独の市町村による策定は困難な場合があると考えられるものなども含まれています。そこで、計画の目的や内容に鑑みて複数の市町村が共同で策定することが効果的であると考えられる計画の例を【資料3】のとおり整理しました。

これらの資料は、各市町村において、計画の策定に当たって、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、複数の市町村で共同して計画を策定することを視野に入れて検討を行う際に活用いただけるものと考えています。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対して、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

※1：構成員に市町村を含む協議会等が策定主体である場合を含む。

※2：一定の場合に共同策定が可能となる計画（例：複数市町村で一部事務組合を設立した場合に、当該一部事務組合として策定が可能となる計画）や、1つの計画策定に複数の市町村が関わり得る計画（例：商工会等が関係市町村と共同して策定する計画であって、関係市町村が複数市町村になり得る計画）等を含む。また、複数の市町村による共同策定以外想定されない計画も含む。

**【担当】**

総務省自治行政局市町村課

大熊補佐、山田係長、城戸事務官

TEL：03-5253-5516

e-mail：[shichousonka01@soumu.go.jp](mailto:shichousonka01@soumu.go.jp)

# 複数の市町村による計画の共同策定について

- 市町村が策定主体※<sup>1</sup>とされている法定計画※<sup>2</sup>※<sup>3</sup>の中には以下のものが含まれる。
  - ・ 市町村の行政区域にとられず一定の圏域で策定することが効果的と考えられるもの  
(逆に単独の市町村による策定では計画を策定する目的が果たされないと考えられるもの)
  - ・ 単独の市町村による策定は困難な場合があると考えられるもの
- 広域連携の取組の円滑な実施のためには、計画段階からの連携が有効。
- また、複数の市町村で共同して策定することで、計画策定や当該計画の進捗管理に係る財政的負担や事務的負担の軽減に繋がることも期待される。

※1：構成員に市町村を含む協議会等が策定主体である場合を含む。

※2：方針、指針、構想等計画に準じたものを含む。

※3：一定の場合に共同策定が可能となる計画（例：複数の市町村で一部事務組合を設立した場合に、当該一部事務組合として策定が可能となる計画）や、1つの計画策定に複数の市町村が関わり得る計画（例：商工会等が関係市町村と共同して策定する計画であって、関係市町村が複数の市町村になり得る計画）等を含む。また、複数の市町村による共同策定以外想定されない計画も含む。

各市町村において、策定しようとする計画の目的や内容、それぞれの地域における実情等を踏まえて複数の市町村による計画の共同策定を視野に入れて検討を行う際に活用いただくため、以下の情報を改めて整理。

- ✓ 共同策定が可能であることが法令上明確にされている計画(60計画)のリスト【資料1】
- ✓ 運用上、共同策定が可能な計画(163計画)のリスト【資料2】
- ✓ 計画の目的や内容に鑑みて複数の市町村が共同で策定することが効果的と考えられる計画の例【資料3】

<参考> 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)一抄一

## 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

### 3 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)【一部抜粋】

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とす。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求め、立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

○運用上、複数の市町村による共同策定が可能な計画※1※2【163計画】

※1：一定の場合に共同策定が可能な計画や、1つの計画策定に複数の市町村が関わり得る計画等を含む。  
 ※2：方針、指針、構想等計画に準じたものを含む。

\*「策定に関する類型」欄については、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があっても、当該事業を実施する場合には計画等を策定しなければならないと規定されている場合については「義務」としている。  
 \*黄色セルは、1条項に2計画について規定されているため、2計画として計上。

| 通し番号 | 各計画の根拠となつて<br>いる法律の所管府省<br>※法律の所管府省であり、<br>各計画そのものの所管府省<br>とは異なる | 法律番号    | 法律名      | 計画等の名称                                      | 策定に<br>関する<br>類型 |
|------|--|---------|----------|---|------------------|
| 1    | 厚生労働省  | S22-164 | 児童福祉法    | 市町村整備計画                                     | 任意               |
| 2    | 農林水産省  | S23-158 | 競馬法      | 事業収支改善計画                                    | 義務               |
| 3    | 文部科学省  | S24-001 | 教育公務員特例法 | 研修に関する計画                                    | 努力               |
| 4    | 文部科学省  | S24-001 | 教育公務員特例法 | 教育研修計画                                      | 義務               |
| 5    | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 土地改良事業計画                                    | 任意               |
| 6    | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 換地計画  | 義務               |
| 7    | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 応急工事計画                                      | 任意               |
| 8    | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 緊急耐震工事計画                                    | 任意               |
| 9    | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 交換分合計画（第97条第1項に基づく計画）                       | 義務               |
| 10   | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 交換分合計画（第97条第2項に基づく計画）                       | 任意               |
| 11   | 農林水産省  | S24-195 | 土地改良法    | 交換分合計画（第100条の2第1項に基づく計画）                    | 任意               |
| 12   | 総務省  | S25-261 | 地方公務員法   | 研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項<br>その他研修に関する基本的な方針 | 義務               |
| 13   | 厚生労働省  | S26-045 | 社会福祉法    | 市町村地域福祉計画                                   | 努力               |
| 14   | 厚生労働省  | S26-045 | 社会福祉法    | 指導監督を行うために必要な計画                             | 努力               |
| 15   | 国土交通省  | S26-180 | 国土調査法    | 実施に関する計画（第6条第1項に基づく計画）                      | 義務               |
| 16   | 国土交通省  | S26-180 | 国土調査法    | 実施に関する計画（第6条の4第2項に基づく計画）                    | 義務               |
| 17   | 国土交通省  | S26-193 | 公営住宅法    | 建替計画  | 義務               |
| 18   | 農林水産省  | S26-249 | 森林法      | 市町村森林整備計画                                   | 義務               |
| 19   | 国土交通省  | S27-180 | 道路法      | 入札占用指針                                      | 任意               |
| 20   | 国土交通省  | S27-180 | 道路法      | 公募占用指針                                      | 任意               |



|        |             |         |                                 |   |    |
|--------|-------------|---------|---------------------------------|---|----|
| 21, 22 | 文部科学省       | S28-238 | 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法             | 定時制教育及び通信教育の運営に関する総合計画運営に関する総合計画、定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画 | 努力 |
| 23     | 国土交通省       | S29-119 | 土地区画整理法                         | 事業計画  | 義務 |
| 24     | 国土交通省       | S29-119 | 土地区画整理法                         | 換地計画  | 義務 |
| 25     | 農林水産省       | S29-182 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律              | 市町村計画   | 任意 |
| 26     | 国土交通省       | S31-079 | 都市公園法                           | 公募設置等指針   | 任意 |
| 27     | 国土交通省       | S32-106 | 駐車場法                            | 駐車場整備計画   | 任意 |
| 28     | 文部科学省       | S33-056 | 学校保健安全法                         | 学校安全の推進に関する計画   | 努力 |
| 29     | 国土交通省       | S33-079 | 下水道法                            | (公共下水道に関する) 事業計画  | 義務 |
| 30     | 国土交通省       | S33-079 | 下水道法                            | (流域下水道に関する) 事業計画  | 義務 |
| 31     | 文部科学省       | S33-081 | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律        | 施設整備計画  | 義務 |
| 32     | 国土交通省       | S33-098 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律     | 施行計画  | 義務 |
| 33     | 国土交通省       | S33-098 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律     | 処分管理計画  | 義務 |
| 34     | 国土交通省       | S35-084 | 住宅地区改良法                         | 事業計画  | 義務 |
| 35, 36 | 国土交通省       | S35-084 | 住宅地区改良法                         | 改良地区内の土地の利用に関する基本計画、住宅地区改良事業の実施計画                           | 義務 |
| 37     | 内閣府、総務省、防衛省 | S36-223 | 災害対策基本法                         | 市町村地域防災計画   | 義務 |
| 38     | 国土交通省       | S38-081 | 共同溝の整備等に関する特別措置法                | 共同溝整備計画   | 義務 |
| 39     | 厚生労働省       | S38-133 | 老人福祉法                           | 市町村老人福祉計画   | 義務 |
| 40, 41 | 国土交通省       | S38-134 | 新住宅市街地開発法                       | 施行計画、処分計画   | 義務 |
| 42     | 国土交通省       | S39-145 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 | 施行計画  | 義務 |
| 43     | 国土交通省       | S39-145 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 | 処分管理計画  | 義務 |
| 44, 45 | 国土交通省       | S41-110 | 流通業務市街地の整備に関する法律                | 施行計画、処分計画   | 義務 |
| 46     | 国土交通省       | S44-038 | 都市再開発法                          | 事業計画  | 義務 |
| 47     | 国土交通省       | S44-038 | 都市再開発法                          | 権利家換計画  | 義務 |
| 48     | 国土交通省       | S44-038 | 都市再開発法                          | 管理処分計画  | 義務 |
| 49     | 国土交通省       | S44-038 | 都市再開発法                          | 建築計画  | 義務 |
| 50     | 農林水産省       | S44-058 | 農業振興地域の整備に関する法律                 | 農業振興地域整備計画  | 義務 |
| 51     | 農林水産省       | S44-058 | 農業振興地域の整備に関する法律                 | 交換分合計画  | 義務 |
| 52     | 内閣府         | S45-084 | 障害者基本法                          | 市町村障害者計画  | 義務 |

|    |                           |         |                                    |                                       |      |
|----|---------------------------|---------|------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 53 | 内閣府                       | S45-110 | 交通安全対策基本法                          | 市町村交通安全実施計画                           | 努力義務 |
| 54 | 環境省                       | S45-113 | 公害防止事業費事業者負担法                      | 費用負担計画                                | 義務   |
| 55 | 環境省                       | S45-137 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                   | 一般廃棄物処理計画                             | 義務   |
| 56 | 環境省                       | S45-138 | 水質汚濁防止法                            | 生活排水処理推進計画                            | 義務   |
| 57 | 農林水産省、経済産業省、厚生労働省         | S46-112 | 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律              | 実施計画                                  | 任意   |
| 58 | 国土交通省                     | S47-086 | 新都市基盤整備法                           | 施行計画                                  | 義務   |
| 59 | 国土交通省                     | S47-086 | 新都市基盤整備法                           | 換地計画                                  | 義務   |
| 60 | 国土交通省                     | S47-086 | 新都市基盤整備法                           | 処分計画                                  | 義務   |
| 61 | 国土交通省                     | S47-086 | 新都市基盤整備法                           | 土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画 | 任意   |
| 62 | 国土交通省                     | S47-132 | 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 | 集団移転促進事業計画                            | 義務   |
| 63 | 国土交通省                     | S48-072 | 都市緑地法                              | 基本計画                                  | 任意   |
| 64 | 国土交通省                     | S48-072 | 都市緑地法                              | 緑地保全計画                                | 義務   |
| 65 | 国土交通省                     | S49-092 | 国土利用計画法                            | 市町村計画                                 | 任意   |
| 66 | 環境省                       | S50-031 | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法  | 合理化事業計画                               | 任意   |
| 67 | 国土交通省                     | S50-067 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法    | 事業計画                                  | 義務   |
| 68 | 国土交通省                     | S50-067 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法    | 換地計画                                  | 義務   |
| 69 | 総務省、経済産業省、国土交通省           | S50-084 | 石油コンビナート等災害防止法                     | 緑地等の設置に関する計画                          | 義務   |
| 70 | 警察庁、国土交通省                 | S55-034 | 幹線道路の沿道の整備に関する法律                   | 道路交通騒音減少計画                            | 任意   |
| 71 | 農林水産省                     | S55-065 | 農業経営基盤強化促進法                        | 基本構想                                  | 任意   |
| 72 | 内閣府、警察庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省 | S55-087 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 | 総合計画                                  | 任意   |
| 73 | 厚生労働省                     | S57-080 | 高齢者の医療の確保に関する法律                    | 基本的な方針                                | 義務   |
| 74 | 農林水産省、国土交通省               | S62-063 | 集落地域整備法                            | 集落農業振興地域整備計画                          | 任意   |
| 75 | 農林水産省、国土交通省               | S62-063 | 集落地域整備法                            | 交換分合計画                                | 義務   |

|        |   |         |                                      |                                  |    |
|--------|---|---------|--------------------------------------|----------------------------------|----|
| 76     | 厚生労働省   | H01-064 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律         | 市町村計画                            | 任意 |
| 77     | 農林水産省、国土交通省                                       | H02-044 | 市民農園整備促進法                            | 交換分合計画                           | 義務 |
| 78     | 環境省   | H04-062 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律          | 施設整備方針                           | 任意 |
| 79     | 国土交通省   | H04-076 | 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律     | 拠点整備土地区画整理事業の事業計画                | 義務 |
| 80     | 農林水産省   | H06-046 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律         | 市町村計画                            | 任意 |
| 81     | 国土交通省   | H07-039 | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法                   | 電線共同溝整備計画                        | 任意 |
| 82     | 国土交通省   | H07-039 | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法                   | 電線共同溝増設計画                        | 任意 |
| 83     | 内閣府   | H07-102 | 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 | 市町村総合整備計画                        | 任意 |
| 84     | 環境省   | H07-112 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律          | 市町村分別収集計画                        | 義務 |
| 85     | 国土交通省   | H07-123 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律                    | 市町村耐震改修促進計画                      | 努力 |
| 86     | 国土交通省   | H09-049 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律            | 事業計画                             | 義務 |
| 87     | 国土交通省   | H09-049 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律            | 権利交換計画                           | 義務 |
| 88, 89 | 国土交通省   | H09-049 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律            | ・特定防災施設建築物の建築計画<br>・管理及び処分に関する計画 | 義務 |
| 90     | 厚生労働省   | H09-123 | 介護保険法                                | 市町村介護保険事業計画                      | 義務 |
| 91     | 農林水産省、国土交通省                                       | H10-041 | 優良田圃住宅の建設の促進に関する法律                   | 基本方針                             | 任意 |
| 92     | 内閣府、国土交通省   | H10-092 | 中心市街地の活性化に関する法律                      | 基本計画                             | 任意 |
| 93     | 内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | H11-018 | 中小企業等経営強化法                           | 導入促進基本計画                         | 任意 |
| 94     | 内閣府   | H11-078 | 男女共同参画社会基本法                          | 市町村男女共同参画計画                      | 努力 |
| 95     | 内閣府   | H11-117 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律        | 実施方針                             | 任意 |

|     |                             |         |                                     |                     |    |
|-----|-----------------------------|---------|-------------------------------------|---------------------|----|
| 96  | 総務省                         | H12-051 | 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律         | 採用計画                | 職務 |
| 97  | 環境省                         | H12-100 | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律             | 環境物品等の調達の推進を図るための方針 | 努力 |
| 98  | 国土交通省                       | H12-149 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律               | マンション管理適正化推進計画      | 任意 |
| 99  | 厚生労働省、国土交通省                 | H13-026 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律                   | 市町村高齢者居住安定確保計画      | 任意 |
| 100 | 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省           | H13-031 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律          | 市町村基本計画             | 努力 |
| 101 | 文部科学省                       | H13-148 | 文化芸術基本法                             | 地方文化芸術推進基本計画        | 努力 |
| 102 | 文部科学省                       | H13-154 | 子どもの読書活動の推進に関する法律                   | 市町村子ども読書活動推進計画      | 努力 |
| 103 | 内閣府、国土交通省                   | H14-022 | 都市再生特別措置法                           | 居住誘導区域等権利設定等促進計画    | 任意 |
| 104 | 内閣府、総務省                     | H14-092 | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法        | 津波避難対策緊急事業計画        | 任意 |
| 105 | 消費者庁、厚生労働省                  | H14-103 | 健康増進法                               | 市町村健康増進計画           | 努力 |
| 106 | 厚生労働省                       | H14-105 | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法               | 実施計画                | 職務 |
| 107 | 総務省、文部科学省                   | H15-118 | 地方独立行政法人法                           | 関係市町村年度目標           | 職務 |
| 108 | 厚生労働省                       | H15-120 | 次世代育成支援対策推進法                        | 特定事業主行動計画           | 職務 |
| 109 | 厚生労働省                       | H15-120 | 次世代育成支援対策推進法                        | 市町村行動計画             | 任意 |
| 110 | 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | H15-130 | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律            | 行動計画                | 努力 |
| 111 | 農林水産省、国土交通省、環境省             | H16-110 | 景観法                                 | 景観計画                | 任意 |
| 112 | 農林水産省、国土交通省、環境省             | H16-110 | 景観法                                 | 景観農業振興地域整備計画        | 任意 |
| 113 | 内閣府                         | H17-024 | 地域再生法                               | 生涯活躍のまち形成事業計画       | 任意 |
| 114 | 内閣府                         | H17-024 | 地域再生法                               | 地域住宅困地再生事業計画        | 任意 |
| 115 | 内閣府                         | H17-024 | 地域再生法                               | 商店街活性化促進事業計画        | 任意 |
| 116 | 農林水産省                       | H17-063 | 食育基本法                               | 市町村食育推進計画           | 努力 |
| 117 | 国土交通省                       | H17-079 | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 | 地域住宅計画              | 任意 |
| 118 | 総務省                         | H18-051 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律             | 実施方針                | 任意 |
| 119 | 総務省                         | H18-051 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律             | 官民競争入札実施要項          | 任意 |

|     |                       |         |  |   |    |
|-----|-----------------------|---------|--|---|----|
| 120 | 総務省                   | H18-051 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律                                | 民間競争入札実施要項  | 任意 |
| 121 | 厚生労働省                 | H18-085 | 自殺対策基本法  | 市町村自殺対策計画   | 義務 |
| 122 | 文部科学省                 | H18-120 | 教育基本法  | 当該地方公共団体における教育の振興のための施策に<br>関する基本的な計画   | 努力 |
| 123 | 農林水産省                 | H19-048 | 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交<br>流の促進に関する法律                    | 所有権移転等促進計画  | 義務 |
| 124 | 環境省                   | H19-056 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配<br>慮した契約の推進に関する法律                | 当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室<br>効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関す<br>る方針                   | 努力 |
| 125 | 国土交通省                 | H19-112 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促<br>進に関する法律                       | 市町村賃貸住宅供給促進計画   | 任意 |
| 126 | 農林水産省                 | H20-032 | 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法                                  | 特定間伐等促進計画   | 任意 |
| 127 | 文部科学省、農林水<br>産省、国土交通省 | H20-040 | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関す<br>る法律                           | 歴史的風致維持向上計画   | 任意 |
| 128 | 農林水産省                 | H21-052 | バイオマス活用推進基本法   | 市町村バイオマス活用推進計画  | 努力 |
| 129 | 内閣府                   | H21-071 | 子ども・若者育成支援推進法  | 市町村子ども・若者計画   | 努力 |
| 130 | 農林水産省                 | H22-036 | 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等<br>における木材の利用の促進に関する法律            | 市町村方針   | 任意 |
| 131 | 農林水産省                 | H22-067 | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業<br>の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関<br>する法律 | 促進計画  | 努力 |
| 132 | 内閣府                   | H23-077 | 津波対策の推進に関する法律  | 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合におけ<br>る避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な<br>避難を確保するために必要な事項に関する計画 | 努力 |
| 133 | 文部科学省                 | H23-078 | スポーツ基本法  | 地方スポーツ推進計画  | 努力 |
| 134 | 内閣府                   | H23-081 | 総合特別区域法  | 国際戦略総合特別区域計画  | 義務 |
| 135 | 内閣府                   | H23-081 | 総合特別区域法  | 地域活性化総合特別区域計画   | 義務 |
| 136 | 復興庁                   | H23-122 | 東日本大震災復興特別区域法  | 復興整備計画  | 任意 |
| 137 | 復興庁                   | H23-122 | 東日本大震災復興特別区域法  | 食料供給等施設整備計画   | 任意 |
| 138 | 復興庁                   | H23-122 | 東日本大震災復興特別区域法  | 復興一体事業についての事業計画   | 任意 |
| 139 | 復興庁                   | H24-025 | 福島復興再生特別措置法  | 帰還・移住等環境整備事業計画  | 任意 |
| 140 | 消費者庁                  | H24-061 | 消費者教育の推進に関する法律   | 市町村消費者教育推進計画  | 努力 |
| 141 | 内閣府                   | H24-065 | 子ども・子育て支援法   | 市町村子ども・子育て支援事業計画  | 義務 |

|     |                     |         |  |   |    |
|-----|---------------------|---------|--|---|----|
| 142 | 内閣府、農林水産省           | H25-055 | 大規模災害からの復興に関する法律                         | 復興計画  | 任意 |
| 143 | 内閣府、農林水産省           | H25-055 | 大規模災害からの復興に関する法律                         | 事業計画  | 任意 |
| 144 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省     | H25-064 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律                        | 市町村計画   | 努力 |
| 145 | 内閣府                 | H25-065 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律                   | 地方公共団体等職員対応要領                                   | 努力 |
| 146 | 文部科学省               | H25-071 | いじめ防止対策推進法                               | 地方いじめ防止基本方針                                     | 努力 |
| 147 | 農林水産省、経済産業省、環境省     | H25-081 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 | 基本計画  | 任意 |
| 148 | 農林水産省、経済産業省、環境省     | H25-081 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 | 所有権移転等促進計画                                      | 職務 |
| 149 | 国土交通省               | H26-017 | 雨水の利用の推進に関する法律                           | 市町村計画   | 任意 |
| 150 | 農林水産省               | H26-078 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律                  | 促進計画  | 任意 |
| 151 | 総務省、国土交通省           | H26-127 | 空家等対策の推進に関する特別措置法                        | 空家等対策計画   | 任意 |
| 152 | 内閣官房                | H26-136 | まち・ひと・しごと創生法                             | 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略                              | 努力 |
| 153 | 農林水産省               | H27-014 | 都市農業振興基本法                                | 地方計画  | 努力 |
| 154 | 内閣人事局、内閣府、総務省、厚生労働省 | H27-064 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律                   | 市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画        | 努力 |
| 155 | デジタル庁               | H28-103 | 官民データ活用推進基本法                             | 市町村官民データ活用推進計画                                  | 努力 |
| 156 | 法務省                 | H28-104 | 再犯防止等の推進に関する法律                           | 地方再犯防止推進計画                                      | 努力 |
| 157 | 国土交通省               | H28-112 | 無電柱化の推進に関する法律                            | 市町村無電柱化推進計画                                     | 努力 |
| 158 | 国土交通省               | H28-113 | 自転車活用推進法                                 | 市町村自転車活用推進計画                                    | 努力 |
| 159 | 文部科学省、厚生労働省         | H30-047 | 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律                    | 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画                           | 努力 |
| 160 | 消費者庁                | R01-019 | 食品ロスの削減の推進に関する法律                         | 市町村食品ロス削減推進計画                                   | 努力 |
| 161 | 文部科学省               | R01-047 | 学校教育の情報化の推進に関する法律                        | 市町村学校教育情報化推進計画                                  | 努力 |
| 162 | 文部科学省、外務省           | R01-048 | 日本語教育の推進に関する法律                           | 地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 | 努力 |
| 163 | 文部科学省、厚生労働省         | R01-049 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律                  | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画                         | 努力 |